

(ア) 持込承認廃棄物の種類と内容

種類	内容	具体例	許可の種類
厨 芥	炊事場から出る野菜、魚介などのくず	残飯、調理後の野菜、魚介くず、煙草の吸殻、茶殻 *許可業者の場合は野菜・花くずを含む	普通ごみ
紙くず	紙製のくず ただし、産業廃棄物の紙くずを除く。	書類、古新聞、古雑誌、シュレッダーくず、コーティング紙、ペーパータオル、生理用品、紙おむつ（非感染性で汚物が除去されているもの）	
木くず	木製のくず ただし、産業廃棄物の木くずを除く。	木製机、木製椅子、建具類、 *許可業者の場合は植木くずを含む	
繊維くず	天然繊維のくず ただし、産業廃棄物の繊維くずを除く。	カーテン、布団、衣服（皮革製品を除く） *許可業者の場合は畳くずを含む	
医療廃棄物*	滅菌処理したことによって、事業系一般廃棄物として清掃工場へ持込み可能となった物 *一般廃棄物収集処理業の許可の種類「医療廃棄物」とは異なる		
皮革関連廃棄物	別途皮革関連廃棄物取扱いによる		
弁当ガラ等	・ オフィスビルの従業員等の飲食に伴い排出される弁当ガラ等 ・ 飲食店（レストラン、ファーストフード等）、小売業店舗（スーパー、コンビニ等）から排出される食材を包装していたビニール、プラスチック製容器等（搬入は中防不燃ごみ処理センターのみ）		
道路公園ごみ	道路（都道を除く）、公園、河川及び港湾の清掃により発生する一般廃棄物	草、枝、木、紙コップ（弁当ガラ、缶、ビン）	道路・公園ごみ
都道清掃ごみ	都知事の管理する道路の清掃により発生する一般廃棄物	草、枝、木、紙コップ（弁当ガラ、缶、ビン）	
し さ	浄水場及び下水処理場から発生するしさ	しさ：スクリーンによって除去された夾雑物、固形物の総称（スクリーンかす）	しさ・ふさ
PPバンド等	再生資源取扱業者（手数料減免対象者のみ）が持込むPPバンド等のくず（減免対象物のうち概ね20%が限度）	集荷作業時に使用した包装材、ビニールひも、PPバンド	（自己持込み）
植木くず	樹木の剪定に伴って発生する植木くず	植木の幹、枝、葉、根（土を払い落としたもの）	
畳くず	畳屋から発生する畳くず（畳屋から発生する障子、ふすまを含む。）		
野菜・花くず	市場、八百屋から発生する野菜くず、又は花屋から発生する花くず		

焼却残灰及びふさ（貯留槽等の水面に浮かんでいるかす（スカム））は、最終処分場。